

# 牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて



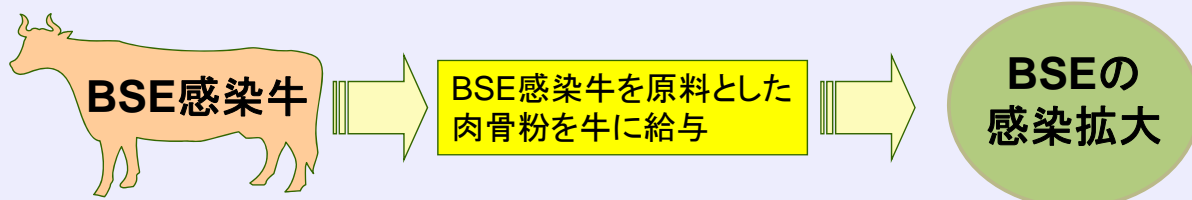
## ■ 牛海綿状脳症（BSE）とは

○BSEは牛の病気の一つです。

「BSEプリオン」と呼ばれる病原体が、主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、死亡すると考えられています。

### 【感染経路】

○この病気が牛の間で広まったのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として使ったことが原因と考えられています。



○BSEに感染した牛では、BSEプリオンが、牛の脳・せき髄・回腸などに蓄積します。

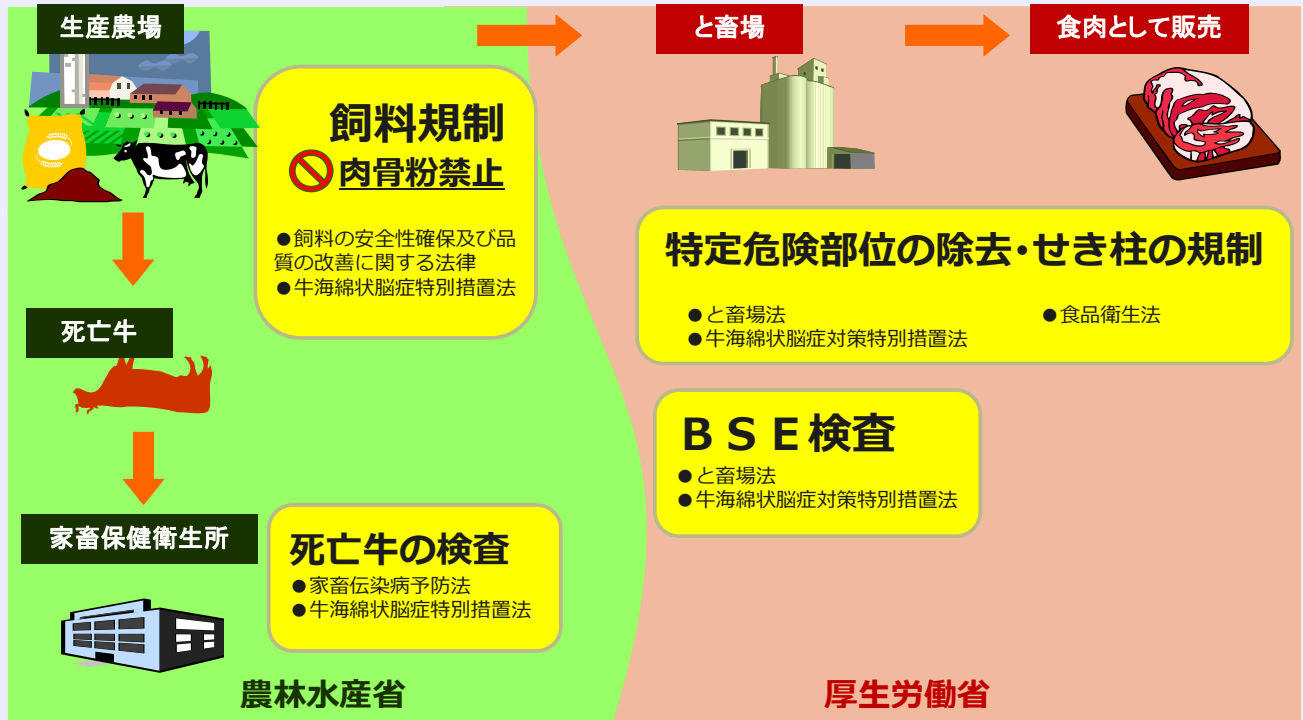
### 【人への影響】

○1995年に、英国で変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)患者が初めて確認されました。vCJDはBSEとの関連性が示唆されています。



# 国産牛のBSE対策の概要

●飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ（農林水産省所管トレーサビリティ法）（注）>

（注）個体識別番号により、その牛が、いどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。



Ministry of Health, Labour and Welfare

# BSE対策の経緯

	国内			輸入	
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ
H 8. 3 H12. 12					英国産：禁止 EU産：禁止
H13. 9	国内で1頭目のBSE感染牛確認				
H13. 10	全頭検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>除去・焼却義務づけ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>-頭部 (舌・頬肉以外)</li> <li>-せき髄</li> <li>-扁桃</li> <li>-回腸遠位部</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>肉骨粉飼料完全禁止</li> <li>牛海綿状脳症対策特別措置法の公布</li> </ul>	カナダ産：禁止 米国産：禁止	
H14. 6					
H15. 5 H15. 12					
H16. 2					
H17. 8 H17. 12	21か月齢以上			20か月齢以下 輸入再開 ※H18.1~7 混載事例発生のため米国産の輸入手続停止	
H21. 4 H21. 5			<ul style="list-style-type: none"> <li>ピッシング禁止</li> <li>OIE総会で「管理されたリスクの国」と認定</li> </ul>		



Ministry of Health, Labour and Welfare

## ■ 牛海綿状脳症(BSE)対策の再評価について

### ● 国内外での飼料規制等の対策の結果、BSEの発生数は大きく減少し、リスクが低減

～世界では、約3万7千頭（1992年、発生のピーク）→29頭（2011年）

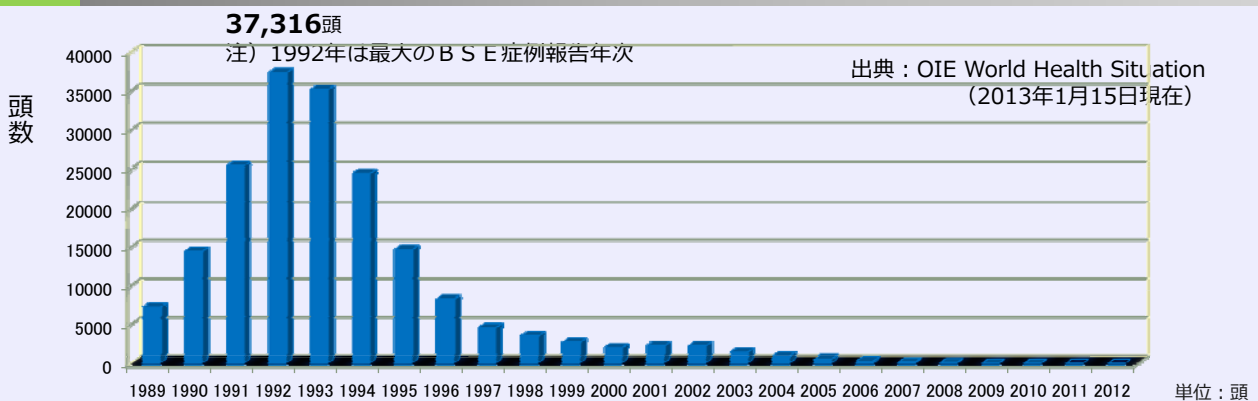
～国内では、平成15年（2003年）以降に出生した牛からは、BSE陽性牛は、確認されていない



平成13年10月の対策開始から10年が経過したことから、最新の科学的知見に基づき、国内検査体制、輸入条件といった対策全般の再評価を行うこととし、平成23年12月19日、食品安全委員会に諮問した。



## ■ 世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	12	190,634
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	9	5,954
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(1,021)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(88)
(デンマーク)	(2)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(16)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	1	184,619
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3
カナダ	0	0	0	2(注1)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	20(注2)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含む。



## ■ 飼料管理等のリスク管理措置

飼料規制は、評価対象の5か国で1997年までに導入され、その後、段階的に強化。

- 飼料規制(牛などの反すう動物に対する肉骨粉の使用禁止等の措置)は、BSE感染牛の発生を防ぎ、結果として牛から人へのvCJDの感染リスクを低減するために重要な対策
- 交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化が行われてから、少なくとも3年以上が経過。

		給与飼料					
		日本		米国・カナダ		EU (オランダ・フランス)	
		牛	豚・鶏	牛	豚・鶏	牛	豚・鶏
肉骨粉	牛	×	×	×	○	×	×
	SRM (注1)	×	×	×	○→×	×	×
	豚	×	○	○	○	×	×
	鶏	×	○	○	○	×	×

(注1) 米国では、30ヶ月齢以上の牛の脳及びせき髄

(注2) 米国及びカナダが、1997年に開始した飼料規制においては、牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用が認められていたが、カナダでは2007年、米国(SRMのうち脳・せき髄)では2009年に禁止された。

各国で、SRMの除去等の食肉処理工程におけるリスク低減措置がとられている。



## ■ 牛における感染状況

- ・BSE感染牛は、2004年9月以降の出生牛では確認されていない。
- ・飼料規制強化後の出生牛では極めて少なく、強化後しばらくの出生牛のみ



飼料規制が有効と考えられている

### 各国の出生年別BSE牛摘発状況

出生年	19										20										
	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	
日本	2				1	12			4	13	3	1									
アメリカ	1				1		*1													1	
カナダ				1	1	2	2		3	3	3	1	2								
フランス	24	107	281	369	103	47	18	12	5	2			1								
オランダ	4	4	7	7	33	14	6	3	4	1											

\* 米国で確認されたカナダからの輸入牛

(注) 米国の1~3例目は、確認時のおおよその年齢から最若齢だった場合を推測



## ■ 食品安全委員会からの答申（平成24年10月22日）

### 【国内措置】 日本

- ・ 検査対象月齢:規制閾値が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
- ・ SRMの範囲:「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

### 【国境措置】 米国、カナダ、フランス、オランダ

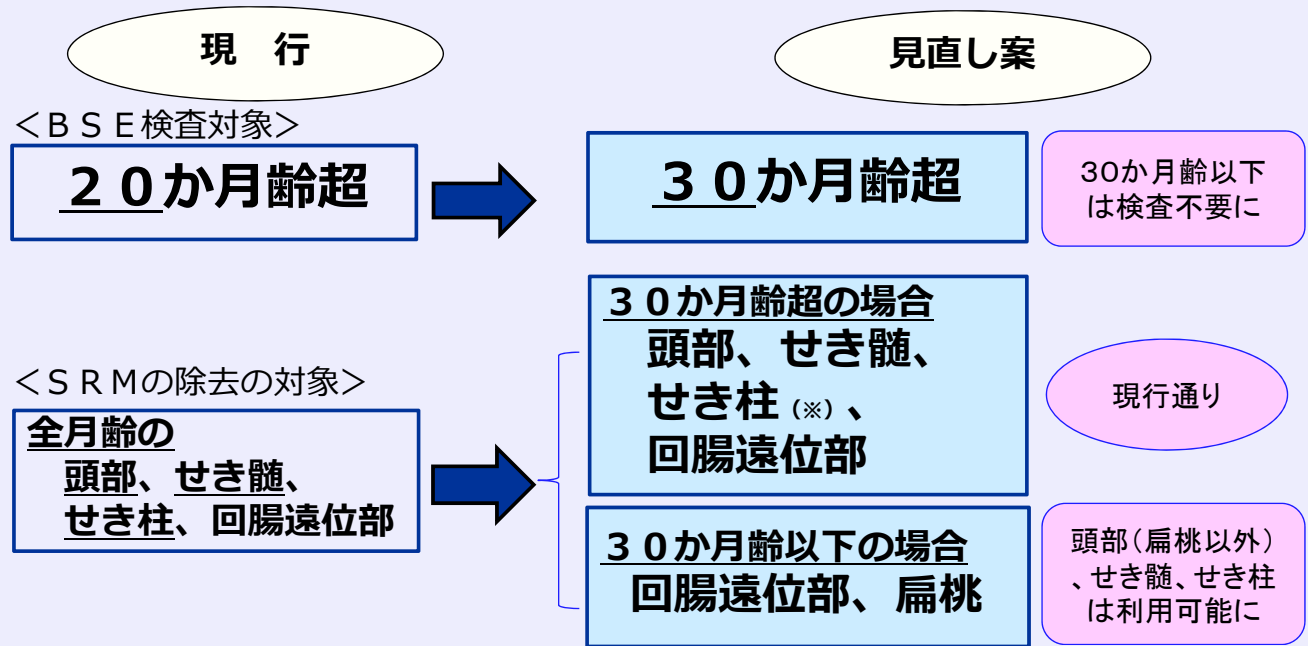
- ・ 月齢制限:規制閾値が「20か月齢」(フランス・オランダは「輸入禁止」)の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
- ・ SRMの範囲:「全月齢」(フランス・オランダは「輸入禁止」)の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。



## 食品健康影響評価を踏まえた対応



## ■ 国内措置の見直し案 ～検査対象・SRMの除去の対象～

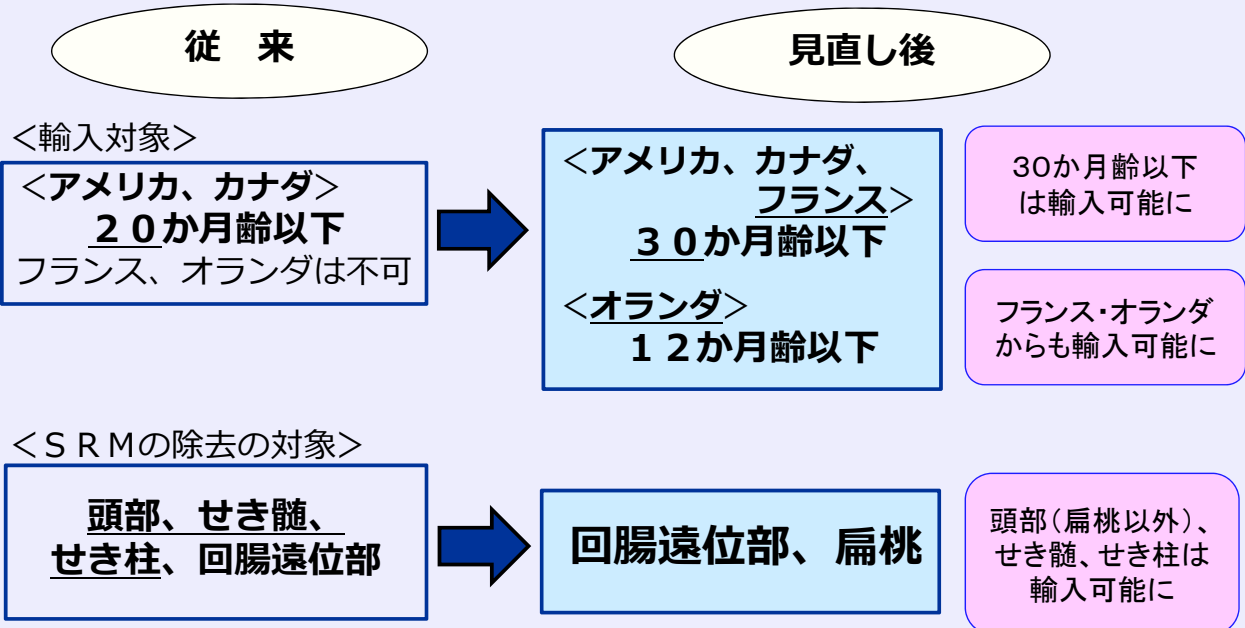


- ・厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則及びと畜場法施行規則の改正
- ・食品、添加物等の規格基準の改正

※ せき柱中の背根神経節にBSEプリオンが蓄積されるため、せき柱を規制の対象としているが、骨の部分にはリスクはないため、骨の突起部分について規制の対象外となる範囲を拡大する。



## ■ 輸入措置の見直し



- ・輸出国政府との間で、輸入条件を設定後に、通知を发出





## 輸出国政府との協議状況

輸出国における、SRMの除去や、  
30か月齢超・30か月齢以下の牛の区分管理が  
重要



- ・輸出国政府との協議と、現地調査を実施  
と畜場、食肉処理施設におけるSRM除去、月齢による  
区分管理の確認を行った。

※今回輸入の対象となる4カ国では、従前から、月齢30か月を境目にした区  
分管理が行われている。

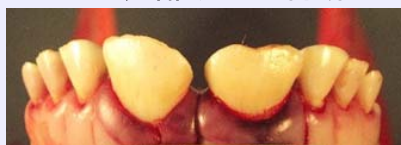
※米国からは、一定期間経過後、米国の遵守状況を踏まえた検疫措置等の  
見直し及びBSE対策に関する措置の継続協議の要望を受けている。



## 30か月齢以上と30か月齢未満の牛の区分管理（北米での例）

歯列の確認  
(30か月齢以上か判定)

・永久歯の第2切歯(3本目の切歯)が確認できれば、  
30か月齢以上と判断



30か月齢未満



30か月齢以上 (矢印は永久歯の第2切歯)

と畜場での区分管理

・タグによる枝肉の識別管理



・30か月齢以上のせき柱・内臓のマーキング

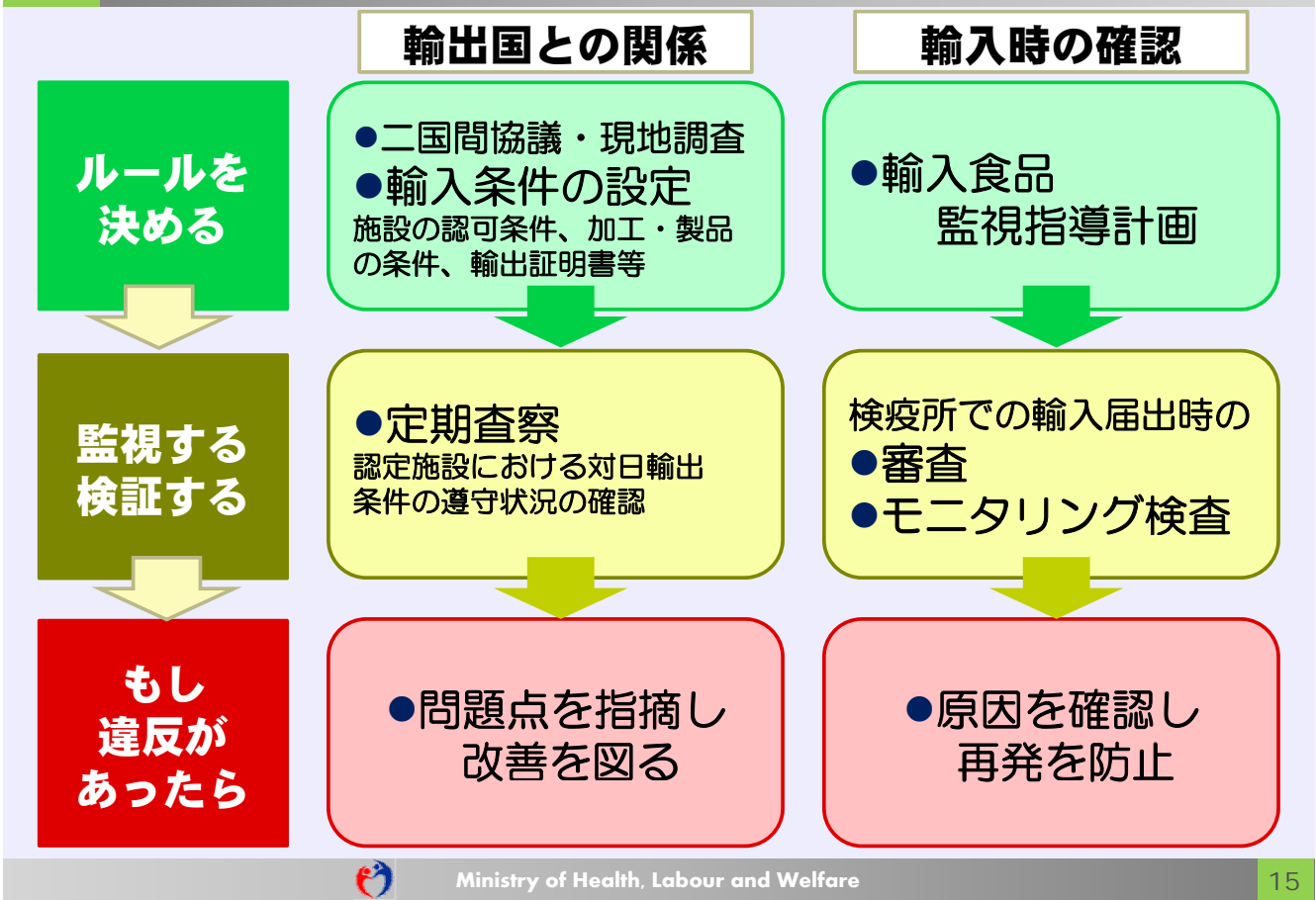


専用の器具の使用

・30か月以上と未満でナイフを区別



## ■ 輸入牛肉の安全性を確認する仕組み



## ■ 今後の予定

- |      |   |
|------|---|
| 2月1日 | 国内措置見直しの省令改正（検査対象30か月齢超、SRM見直し）、<br>せき柱に係る告示改正・施行、<br>輸入条件見直しの通知改正・施行 |
| 4月1日 | 国内措置見直しの省令施行  |

※国産牛の検査費用の補助(21か月齢以上)については、本年4月の段階では継続することとし、食品安全委員会の2次答申の際に見直し。

